

## 託送供給等約款以外の供給条件の認可について

(趣旨)

東京電力から託送供給等約款以外の供給条件として、分社化に伴う託送料金算定等の特別措置について、3月10日付けで経済産業大臣に認可申請があり、経済産業大臣からこれらについての意見の求めがあったところ、当該認可への委員会としての回答について御確認いただく。

## 主なポイント

東京電力は、平成28年4月から分社化する方針であり、分社化した場合にあっては、同社の一般送配電事業者は、同社の小売電気事業者に対して他の小売電気事業者と同様に平成28年4月から適用される託送供給等約款の供給条件により託送供給を行うこととなる。しかしながら、平成28年4月時点では、同社管内の需要家数が約2,800万件であるのに対し、託送業務システムで処理可能な件数が最大約1,000万件といったシステム制約が存在すること、同社の小売電気事業者の需要家には、スマートメーター未設置の供給地点が数多く存在すること等から、託送料金算定及び需要側インバランス<sup>1</sup>算定など託送供給等約款の供給条件による供給が困難な状況になっている。

また、特定小売供給約款においては、現行の電気供給約款における供給停止の規定を引き継ぐことになるが、分社化する東京電力においては、特定小売供給約款に基づく供給停止を、同社の小売電気事業者と一般送配電事業者との託送供給契約に基づき当該一般送配電事業者が実施することとなる。しかしながら、平成28年4月から適用される託送供給等約款においては、需要家の不払い等を理由とした供給停止について規定していないため、東京電力の一般送配電事業者は、特定小売供給約款に基づく供給停止を同社の小売電気事業者から求められた際の対応が困難な状況になっている。

このため、平成28年4月以降、東京電力の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するに際しては、託送供給等約款の供給条件によらず、既存料金システムを使用した需要実績の合計値により託送料金を算定するとともに、第8回制度設計WGの整理に基づいた測定方法<sup>2</sup>により接続対象電力量を算定し、また、東京電力の小売

<sup>1</sup> 需要側インバランスは、託送供給等約款において「接続対象電力量」と「接続対象計画電力量」の差により算定されるため、「接続対象電力量」の算定が困難な状況。

<sup>2</sup> スマートメーターの設置が完了するまでの間は、「エリア全体の30分単位の発電量－新電力の30分単位の需要量」で計算した値を用いて同時同量を実施する。

電気事業者から需要家の不払い等を理由とした供給停止の求めがあった際の対応が行うことができるよう、3月10日付けで東京電力から経済産業大臣に託送供給等約款以外の供給条件の認可申請がなされている。

当該認可申請を受け、3月10日付けで電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第25条の5第1項の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあった。審査の結果、認可することに異存がない旨を回答することとした。

ただし、委員会としては、託送料金及び接続対象電力量の算定に係る供給条件の認可に当たって、全ての小売電気事業者に対する供給条件を同一とする観点から、東京電力が表明しているスマートメーターの導入計画を踏まえ、遅くとも平成32年度までに当該認可を要する状況が解消されるよう、スマートメーターの導入状況及び託送業務システムの状況を適切に確認する旨を回答することとした。

また、上記を踏まえ、東京電力以外の一般電気事業者9社についても、それらの状況を適切に確認するよう旨追加して回答することとした。